

第3次
東金市男女共同参画プラン

(案)

令和3年 月

東金市

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 プランの策定趣旨
- 2 第3次プランの性格
- 3 第3次プランの期間
- 4 第2次プランの総括と課題
- 5 東金市を取り巻く現在の状況

第2章 具体的な取組み

- 1 基本理念及び基本目標
- 2 施策の体系
- 3 基本目標と施策の方向性
- 4 施策の内容

第3章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進行管理

第1章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 プランの策定趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成13年には千葉県において男女共同参画基本計画が策定されました。本市では、それまでも様々な情報提供や啓発活動を行っては来ましたが、ライフスタイルの多様化や社会情勢の変化に伴い、より男女がともに参画していく社会づくりが重要であるとして、市として施策を体系としてまとめ、方向性を定めた上で取り組みを進めていくことを示した「東金市男女共同参画プラン(以下、「第1次プラン」という。)」を平成23年に決めました。

その後、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が制定され、国は、より一層男女共同参画社会の推進に力を入れてきたところであり、本市は平成28年には、女性活躍推進法の理念も取り入れた「第2次東金市男女共同参画プラン(以下、「第2次プラン」という。)」を策定し、男女共同参画の推進を図ってきました。

この度、第2次プランの計画期間の5年が満了するにあたって、第2次プランの取組みの達成状況や市民の男女共同参画への意識について確認をするとともに、引き続き男女共同参画社会づくりに取り組むべく、「第3次東金市男女共同参画プラン(以下、「第3次プラン」という。)」を策定します。

2 第3次プランの性格

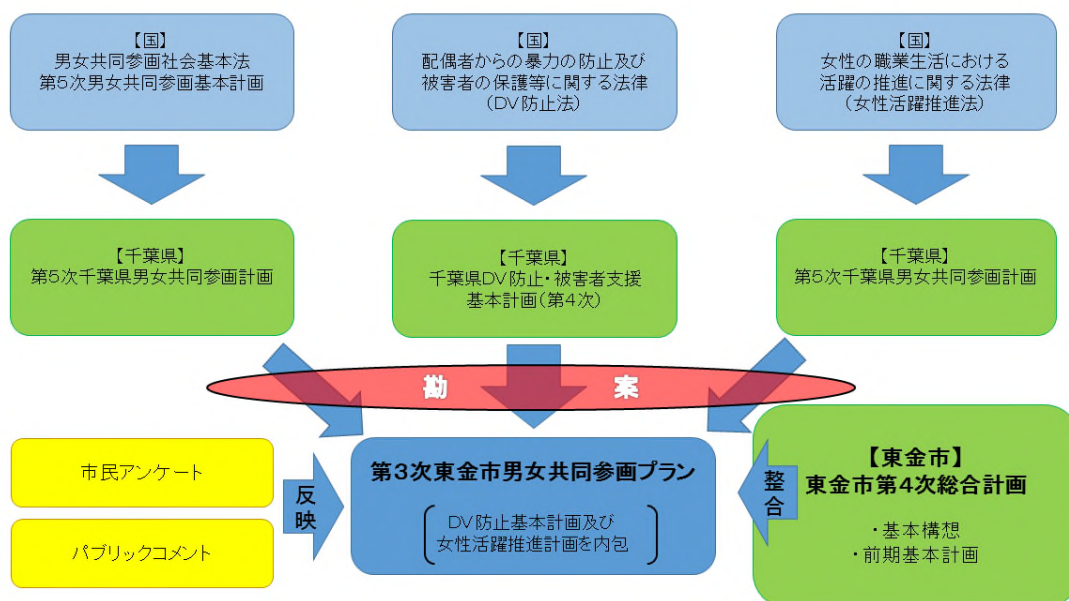
このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画です。ここに記載のあるとおり、市町村計画は、国の男女共同参画基本計画や、県の男女共同参画計画を勘案して定めるよう求められているため、本市の「特段の個性」を打ち出すものではなく、施策を進めるにあたって体系を明確にし、鳥瞰できるよう定めるものです。

また、このプランでは、社会的な性別(ジェンダー)による生活行動での差異といった価値判断や議論を求めるものではなく、生涯を通じて、男女がともに協力し合って生きていくための視点や見方に着目して考えることができるようにする契機と、生まれ、育ち、学び、働き、地域参加をするといった現実の生活の中で、男女共同参画について各々がどういうことを共有していくかという意識を持ち続け、考え、そして行動に表していく事が出来るようにするための契機とすることに重みをおくものです。

そして、その男女共同参画について、人権、正義、法令等に反しないことは

もとより、誰もが、いつでも、どこでも、社会的な常識の範囲と認められている必要最低限の事項について定め、推進していきます。

なお、本プランは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画と一体のものとしします。



3 第3次プランの期間

「第3次東金市男女共同参画プラン」の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。なお、社会・経済状況等の変化やプランの進捗状況に応じて、必要な見直しを行います。

4 第2次プランの総括と課題

第2次プランでは、第1次プランにおける施策展開の妥当性や達成度を確認するとともに、将来に渡っての社会・経済状況等を踏まえ、男女共同参画社会

を実現するために策定しました。また、急激な人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、非正規労働者の増加を始めとする雇用の不安定化などの様々な課題が生じている中、女性活躍推進法の制定も相まって、女性の活躍がますます必要とされ、時代の流れに応じて取組みをしてきました。

第2次プランにおける施策の効果を測るための指標と現状値は次のとおりです。

基本目標	施策の方向性	指標	第2次プラン策定時	目標値	現状値(R2)
Ⅱ 男女がともに活躍する社会に向けて	政策・方針決定過程への参画	各部署で所管する審議会等への女性委員の割合	19.9%	30.0%	23.5%
		庁内の管理職への女性登用率	6.6%	10.0%	8.8%
		千葉県男女共同参画地域推進員	0人	1人	2人
	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	庁内の管理職への女性登用率	6.6%	10.0%	8.8%
		ワークライフバランスに取り組んでいる企業数	—	12社	0社

		ワークライフバランスに関するコンサルタント数	ー	15人	0人
		ファミリー・サポート・センター会員数	233人	258人	147人
		保育所入所待機児童数(年度当初)	6人	0人	14人
Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画	ワークライフバランスの推進	ワークライフバランスに取り組んでいる企業数	ー	12社	0社
		ワークライフバランスに関するコンサルタント数	ー	15人	0人
		ファミリー・サポート・センター会員数	233人	258人	147人
		保育所入所待機児童数(年度当初)	6人	0人	14人
	子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター会員数	233人	258人	147人

		保育所入所 待機児童数 (年度当初)	6人	0人	147人
IV 誰もが 安心・安全 に暮らせる 環境づくり	生涯を通じ た健康の促 進	がん検診述 べ受診者数 (集団・個 別)	21,536人 (H26)	25,000人	20,729人 (R1)
	防災分野に おける男女 共同参画の 推進	市内消防団 における女 性消防団員 数	7人 (H27.12)	増加を目標 す	6人 (R3.1)

多くの指標で目標を下回っていますが、中には、内容を精査した事による結果である項目もあるため、なぜ目標を達成できなかったのか原因を分析し、今後の施策展開につなげていく事が必要です。

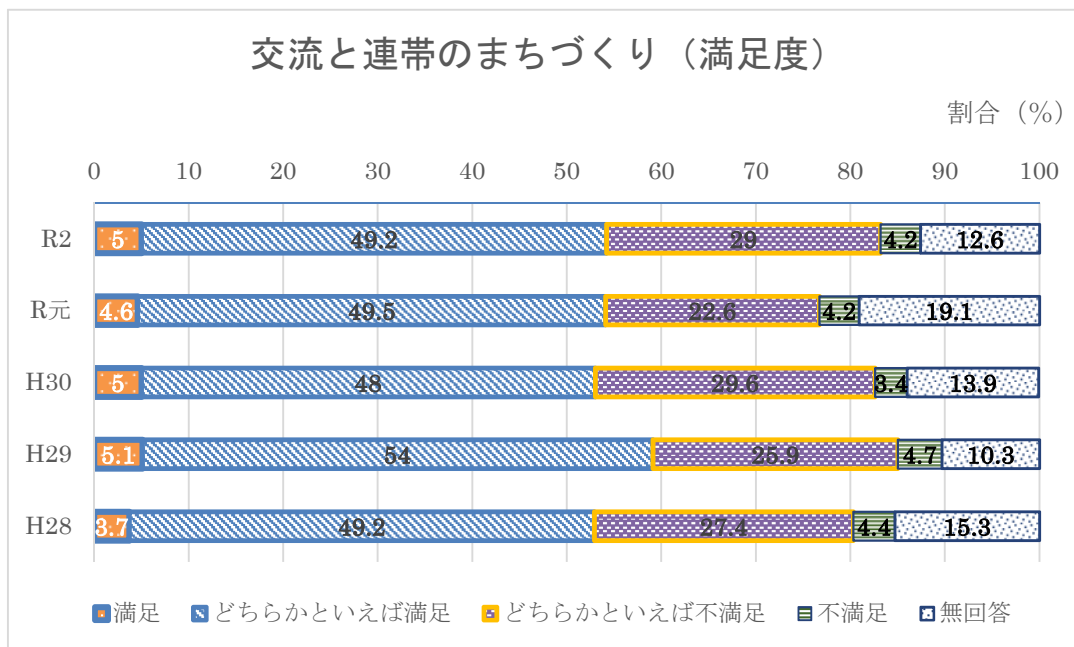
また、第2次プランの期間中に実施された市民アンケートにおいて、男女共同参画等に関する施策についての満足度と重要度は、約半数が満足と感じ、約6割の方が施策の推進は重要であるという回答を得ています。

これらのことから、第2次プランにおける指標に対する達成度から見ると、本市の男女共同参画の推進はあまり芳しくなかったと言えますが、市民アンケートから読み取ると、市民の関心事として以前よりは定着してきた事が見て取れます。また、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）についても、メディアで取り上げられる機会が増えたこともあって、認知度も高まってきています。

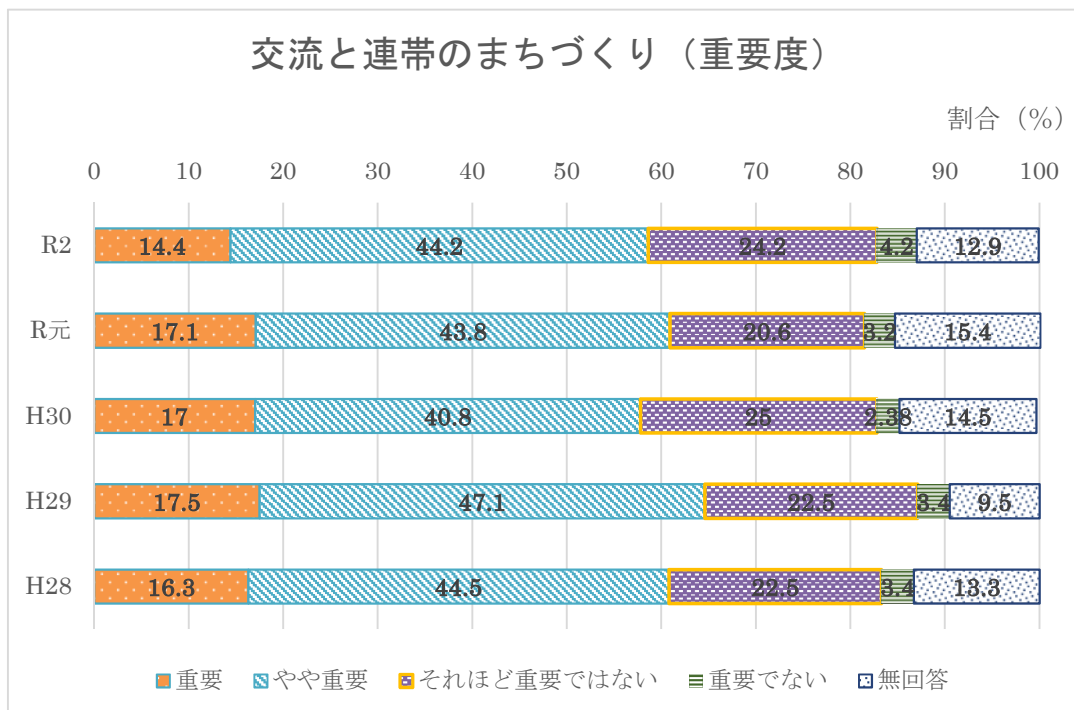
そこで、SDGsの考え方も踏まえて市のそれぞれの施策により男女共同参画の推進を図る一方で、職員はもちろん市民に対しても、男女とも協力して社会に参画することの大切さについて、引き続き意識付けを図っていく必要があります。

○東金市民アンケート より「交流と連帯のまちづくり」について

満足度



重要度

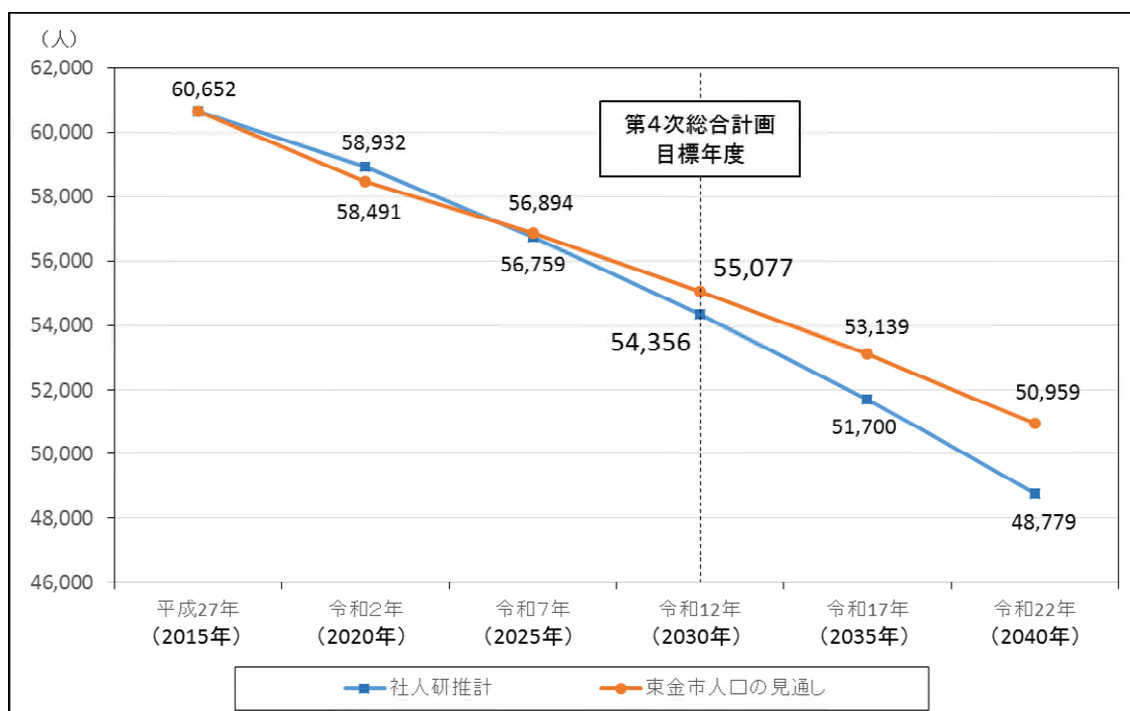


5 東金市を取り巻く現在の状況

本市は昭和29年に市制施行して以来、ほぼ人口の増加が続いてきました。しかし、平成27年の国勢調査結果によると、本市の人口は60,652人と、平成22年の61,751人をピークに減少傾向にあります。また、国立社会・人口問題研究所の推計によると、東金市第4次総合計画目標年度である令和12年には54,356人程度と推計されています。

そこで、第4次総合計画においては、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実を図る一方、企業誘致や産業基盤の整備を行い、働く場としての機能強化など、人口減少傾向を緩和する効果的な取り組みをしていくことで、目標年度である令和12年において約55,000人を維持していくとしました。

人口推計



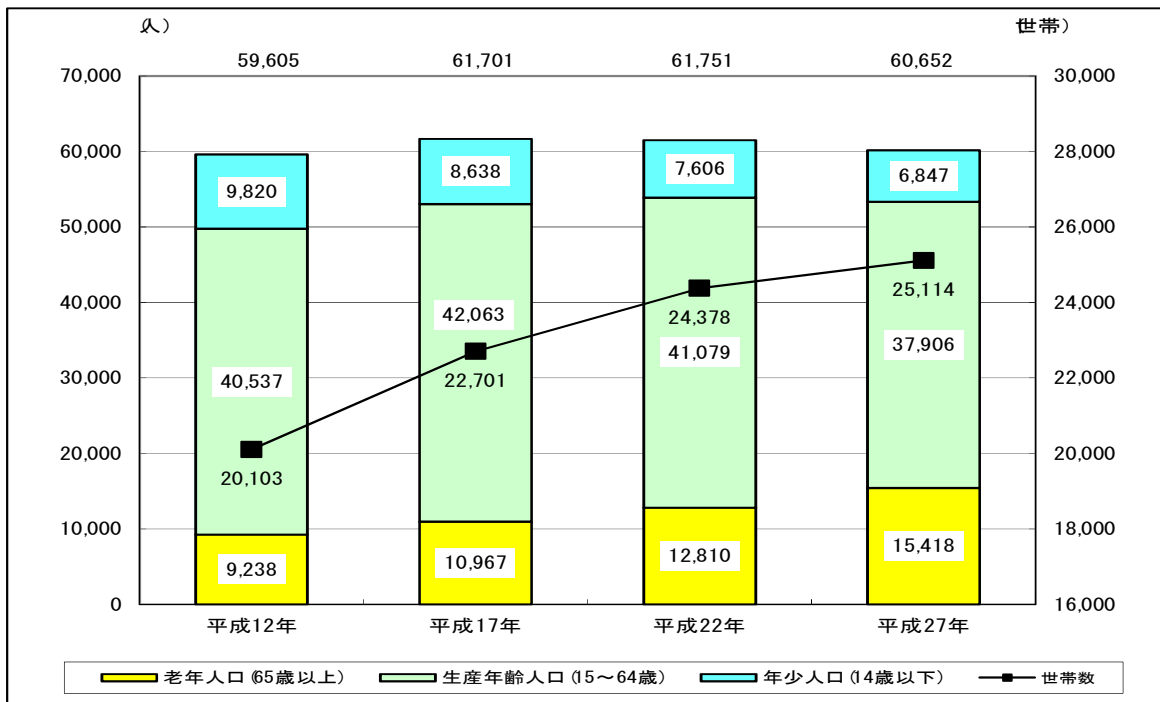
出典：東金市第4次総合計画基本構想

また、平成27年国勢調査時点での人口と世帯数の推移及び年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）別の割合の推移は次のとおりです。

■人口と世帯数の推移（資料：国勢調査）

項目		年			
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口（人）		59,605	61,701	61,751	60,652
年少人口 （14歳以下）	人数（人）	9,820	8,638	7,606	6,847
	構成比率（%）	16.5	14.0	12.3	11.3
生産年齢人口 （15～64歳）	人数（人）	40,537	42,063	41,079	37,906
	構成比率（%）	68.0	68.2	66.5	62.5
老年人口 （65歳以上）	人数（人）	9,238	10,967	12,810	15,418
	構成比率（%）	15.5	17.8	20.7	25.4
世帯数（世帯）		20,103	22,701	24,378	25,114
1世帯当たり人数（人）		2.96	2.72	2.53	2.42

注：総人口には、年齢不詳を含むため、各年齢層の人数の合計と総人口は異なる。また、年齢不詳と端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合がある。



出典：東金市第4次総合計画基本構想

このように、高齢化社会が進んでいく中においては、個々が家庭や仕事のみには捕われる事なく、地域でもいきいきと活躍していくことが重要であり、そのためには男女問わず、あらゆる場面で元気に活躍できる社会づくりが必要であり、そのために市が取り組みを進めていく方向となります。

第2章 具体的な取組み

第2章 具体的な取組み

1 基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念としています。

本市においても、国の施策に準じるとともに地域の特性に応じた施策を実施し、男女共同参画社会を推進するため、このプランでは、次の4つの基本目標を定め、様々な施策に取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野・場面で男女とも元気に活躍する環境づくり
(女性活躍推進法に基づく市町村推進計画)

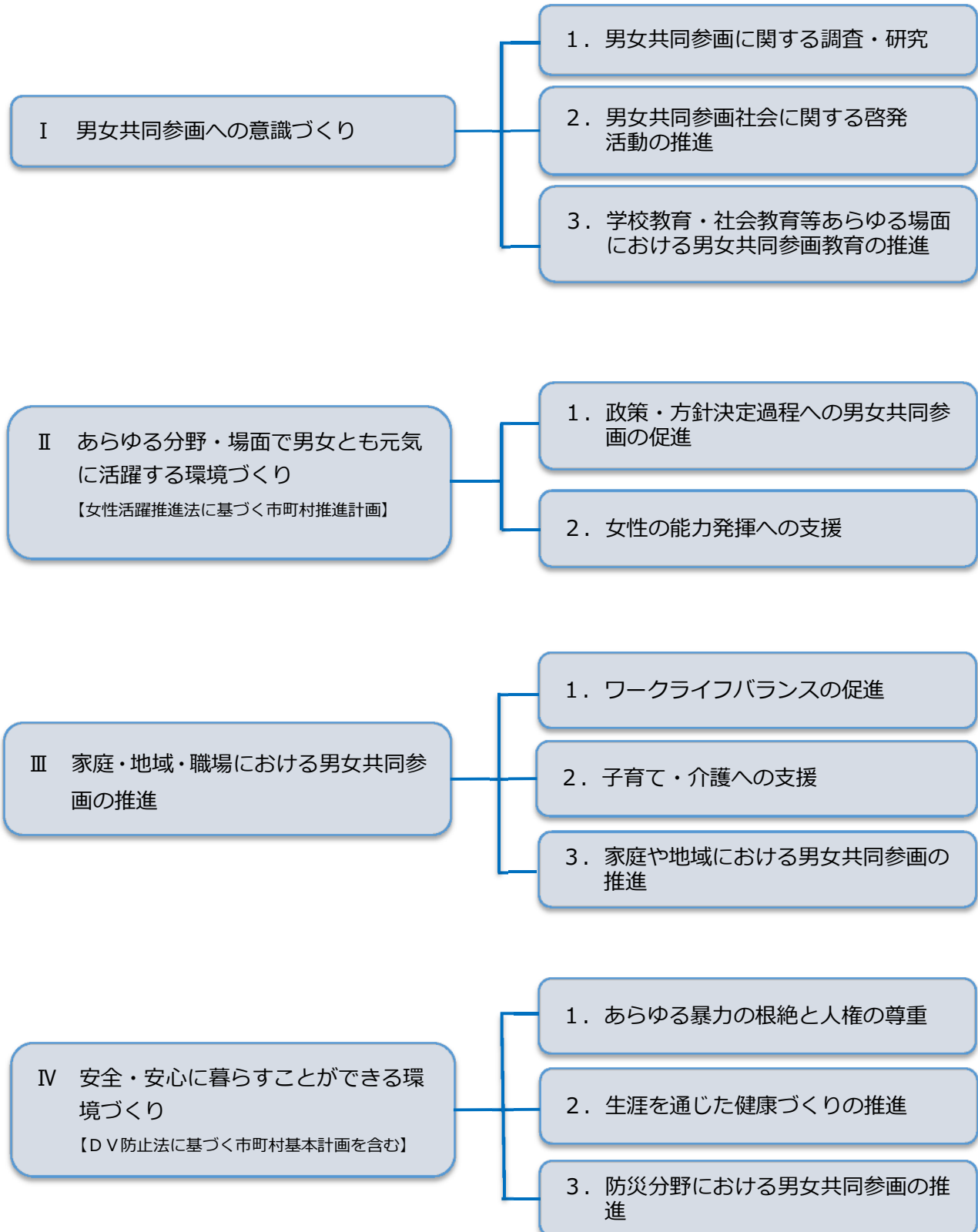
基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らすことができる環境づくり
(DV防止法に基づく市町村基本計画を含む)

2 施策の体系

基本目標

施策の方向性



3 基本目標と施策の方向性

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

21世紀もすでに20年以上経過していますが、現状では、いまだ固定的役割分担の意識が残っていることが多く見られます。これは時代と共に変わりつつありますが、男女共同参画社会の推進、さらには男女の人権の尊重のために、市民一人ひとりの意識をより高め、定着させていく必要があります。

そのため、学習の場面での男女共同参画教育の推進や、広報・啓発活動を行っていきます。

施策の方向性

1. 男女共同参画に関する調査・研究
2. 男女共同参画社会に関する啓発活動の推進
3. 学校教育・社会教育等あらゆる場面における男女共同参画教育の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野・場面で男女とも元気に活躍する環境づくり 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

男女共同参画社会実現のためには、男女問わず互いに協力し合い、様々な分野における意思決定について参画していくことが必要です。しかし、行政分野における意思決定過程においては、女性の参画はまだ十分ではありません。このため、市の各種審議会等における女性委員の登用について積極的に進めるとともに、男性も女性も能力を発揮することができるための支援を行っていきます。

なお、この項目は、女性活躍推進法第6条第2項における「市町村推進計画」に位置付けています。

施策の方向性

1. 政策・方針決定過程への男女共同参画促進
2. 女性の能力発揮への支援

基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事と家庭、地域生活等の活動にバランスを取ることができる環境が大事です。特に、子育て期や介護期には、男女とも望む場合に仕事と家庭生活が両立できるよう、男女とも協力し合うことが求められます。

そのため、子育てや介護への不安や負担を軽減することができるよう、必要な支援を行っていきます。

施策の方向性

1. ワークライフバランスの促進
2. 子育て・介護への支援
3. 家庭や地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らすことができる環境づくり 【DV防止法に基づく市町村基本計画を含む】

人権の尊重は社会の基礎であり、男女共同参画社会の実現には欠かせないものです。しかし、暴力は、重大な人権侵害であり、その対象が配偶者や恋人などの親しい間柄であっても決して許されるものではなく、根絶させる必要があります。

そのため、DVに関する相談体制の充実や、互いの性を尊重する意識啓発をおこなっていきます。

なお、この項目は、「DV防止法」第2条の3における「市町村基本計画」と位置付けます。

さらに、安全・安心に暮らしていくためには、日々健康でいることがとても大事であり、生涯にわたる健康づくりにも取り組んでいきます。

また、昨今、様々な自然災害に見舞われる中で、防災分野に関しても、これまで男性中心による意思決定となりがちでしたが、女性の視点も取り入れる必要が出てきたため、女性の参画拡大についても取り組んでいきます。

施策の方向性

1. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
2. 生涯を通じた健康づくりの推進
3. 防災分野における男女共同参画の推進

4 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を達成するためには、男女を問わず個人として尊重され、性による差別をなくし、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

しかし、男女共同参画の実現の障害の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別に基づく固定的役割分担があります。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、いまだに根強く残っているのが現状です。

社会においては男女とも活躍することが発展に不可欠であるこの時代においては、まず、人々の意識を変えていくことが重要です。

そのため、教育・学習の場において男女共同参画に関する認識を高め、若い世代から意識をしていくことができるよう取り組んでいくとともに、職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女共同参画への意識・関心を高めていくための広報・啓発活動をおこなっていきます。

施策の方向性 1. 男女共同参画に関する調査・研究

事業内容	主な担当課
国、県等が主催する研修会に積極的に参加します。	企画課 総務課 (職員に関するもの)
男女共同参画への取組みに関する職員の実態や、市民に対し啓発すべき男女共同参画に関する事柄を的確に把握します。	企画課
男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。	企画課

施策の方向性 2. 男女共同参画社会に関する啓発活動の推進

事業内容	主な担当課
男女共同参画に関する様々な情報をホームページや広報等、様々な手段で市民に対し紹介していきます。	企画課
男女がともに働きやすい職場を目指し、東金商工会議所と連携のもと商工関係団体等に、法や制度に関することなどの情報提供を行います。	商工観光課
市が発行する広報紙等、市民向けの媒体における表現について、男女共同参画の視点においてもチェックして発行するようにします。	秘書広報課
各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	関係各課

主な指標

指標	現状 (R2)	目標 (R7)
千葉県男女共同参画地域推進員数 (東金市)	2人	維持

施策の方向性 3. 学校教育・社会教育等あらゆる場面における男女共同参画

教育の推進

事業内容	主な担当課
学校等教育機関において、教科や道徳の中で男女平等教育を行います。	学校教育課
学校等教育機関において、思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導を行います。	学校教育課
学校等教育機関において、男性教職員も育児に参画しやすい職場環境づくりに努めます。	学校教育課
男女平等の視点に立った青少年の育成を行います。	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野・場面で男女とも元気に活躍する環境づくり

(女性活躍推進法に基づく市町村推進計画)

平成27年に施行された「女性活躍推進法」は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を定めており、女性はその個性と能力を発揮して職業生活において活躍することが重要であり、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的に制定されました。

その後、社会全体として取組みを進めてきましたが、国においても指導的地位への女性参画割合の目標達成はならず、本市としても、従来に比べて広がってはきましたが、政策・方針決定過程の場である各種審議会等における女性の参画状況はまだ十分ではありません。

今後の男女共同参画社会においては、男女問わず能力を発揮していくことがもちろんですが、これまで少なかった女性の立場からの意見や価値観についても反映されていくことが重要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくと共に、参画に必要な能力の発揮や人材の育成支援を行っていきます。

施策の方向性 1. 政策・方針決定過程への男女共同参画促進

事業内容	主な担当課
審議会等の女性委員の登用について、積極的な働きかけを実施します。	関係各課
「東金市特定事業主行動計画」における取組を着実に実施します。	総務課
職員採用試験の女性の受験者数を引き上げ、女性職員採用の占める割合を上げられるよう取り組みます。	総務課
パブリックコメント等、市政への参画に関する情報を適宜提供します。	企画課
東金市の千葉県男女共同参画地域推進員を中心として、地域の実情・ニーズに即した男女共同参画を推進します。	企画課
男女共同参画の主な担当課を中心に、庁内横断的に男女共同参画を推進します。	企画課

主な指標

指標名	現状 (R2)	目標 (R7)
各部署で所管する審議会等の女性委員の割合	23.5%	30%
採用する職員に占める女性職員の割合	60.0%	50%以上 (毎年度)

施策の方向性 2. 女性の能力発揮への支援

事業内容	主な担当課
東金商工会議所との連携のもと、ワークライフバランスについての意識を醸成し、女性管理職の育成に取り組みます。	商工観光課
東金商工会議所との連携のもと、ワークライフバランスについての意識を醸成し、女性の職業能力開発や就労継続、再就職を支援します。	商工観光課
東金市地域職業相談室を通じ、女性の就職のために必要な資格、技能習得に関する情報を提供します。	商工観光課
女性職員の管理職への登用を広げるため、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な人材育成を行い、組織マネジメント力を高められるような人事配置に取り組みます。	総務課
ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子育て支援課
育児・介護休業制度の情報提供を適宜行います。	総務課

主な指標

指標名	現状 (R2)	目標 (R7)
ファミリー・サポート・センター会員数	104人	120人

基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、家庭、地域、仕事等にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。

子育てにおいては、近年は「イクメン」といった言葉に見られるように、男性の参加が以前より一般的になり、男性も女性も育児にかかわる時代になりました。

また、災害時には、より顕著になりますが、地域の支え合い・助け合いなど、地域でのつながりは、今後、一層重要となっていく予定です。

そのため、従来の職場や仕事を中心とした意識やライフスタイルにとらわれることなく、家庭、地域、職場とバランスをとったライフスタイルへ転換し、子育てや介護とも両立していくことができる取り組みを進めていきます。

施策の方向性 1. ワークライフバランスの促進

事業内容	主な担当課
ワークライフバランスの意識の普及と啓発に努めます。	企画課
市民や商工関係団体に対し、労働基準法等の法律や制度の周知を行います。	商工観光課
東金商工会議所と連携し、同一労働同一賃金の導入が進むよう周知を行います。	商工観光課
ファミリー・サポート・センター事業を推進します。(再掲)	子育て支援課
職員の時間外勤務を縮減するため、計画的な業務の推進、事務の簡素化等を図るとともに、勤務時間の弾力的な割り振りに取り組みます。	総務課

主な指標

指標名	現状 (R2)	目標 (R7)
「社員いきいき！元気な会社宣言企業」(ワークライフバランスに取り組む企業)の登録企業数	2社	3社
ファミリー・サポート・センター会員数(再掲)	104人	120人

施策の方向性 2. 子育て・介護への支援

事業内容	主な担当課
育児・介護休業制度の情報提供を適宜行います。(再掲)	総務課
ファミリー・サポート・センター事業を推進します。(再掲)	子育て支援課
子育て支援に関する情報を適宜提供します。	子育て支援課 こども課
児童館の機能の充実を図ります。	子育て支援課
東金商工会議所と連携し、育児・介護休業制度の情報提供を適宜行います。	商工観光課
障がいのある方やそのご家族等の相談に応じ、適切に助言を行うとともに、ご本人やご家族等、それぞれの家庭の状況に応じた適切なサービスの提供を行います。	社会福祉課
障がいのある方の日常生活又は社会生活を総合的に支援します。	社会福祉課
保育所等利用待機児童0人を目指します。	こども課
保育ニーズに合わせた低年齢児保育、延長保育、一時預かりを継続します。	こども課
既存の公立保育所及び公立幼稚園の認定こども園への転換や民間移行を図ることで、就学前児童施設の再編を進めます。	こども課
小学校の放課後等に家庭保育が難しい児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	こども課
介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、周知啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。	高齢者支援課

介護離職ゼロに向け、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業を実施するとともに、適切な高齢者福祉施設の整備に努めていきます。	高齢者支援課
各種イベントの実施に際して託児スペースを用意するなど、誰もが気軽に参加できるように、公共施設等の会場に配慮をします。	関係各課

主な指標

指標名	現状（R2）	目標（R7）
ファミリー・サポート・センター会員数（再掲）	104人	120人
保育所等利用待機児童数（年度当初）	14人	0人
学童クラブ実施箇所	8校	維持
介護サービス施設	19箇所	21箇所

施策の方向性3. 家庭や地域における男女共同参画の推進

事業内容	主な担当課
自治活動の維持活性化の取組により、男女双方の自治活動への参加の促進を図ります。	地域振興課
男女がともに子育てを担う意識の定着や仕事と家庭の両立を支援する職場風土の醸成を促進し、父親が積極的に育児休業を取得できる職場環境づくりに取り組みます。	総務課

主な指標

指標名	現状 (R2)	目標 (R7)
男性職員の育児休業取得率	12.5%	90.0%以上

基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らすことができる環境づくり

【DV防止法に基づく市町村基本計画を含む】

暴力は重大な人権侵害であり、その対象が配偶者や恋人などの親しい間柄であっても決して許されるものではなく、根絶させていかなければなりません。人権の尊重は社会の基礎であり、男女共同参画社会の実現には欠かせないものです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛要請や、在宅勤務の推奨などによる「家庭中心」への生活の急激な変化は、不安等からくるストレスも相まって、DV（ドメスティック・バイオレンス）へとつながりかねないという事実も生じてきています。

そのために、DVに関する相談体制の充実や、お互いの性を尊重する意識啓発をおこなっていきます。

さらに、一人ひとりが安全・安心に暮らしていくためには、高齢化が進む現代においても日々健康でいることがとても大事であることから、生涯にわたる健康づくりにも取り組んでいきます。

また、昨今、様々な自然災害に見舞われる中で、防災施策や避難生活、復興過程において、これまでは男性の視点が主となる方向となりがちでしたが、被災者には男女の区別はなく、女性の視点も取り入れる必要性が高まってきたため、防災分野においても女性の参画推進について取り組んでいきます。

施策の方向性 1. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

事業内容	主な担当課
人々が互いに相手の人権を尊重するとともに、社会的な性別について今一度考えていくことができるような意識の啓発に取り組みます。	企画課 総務課
ハラスメントのない職場とするため、相談員の配置やハラスメント防止のためのガイドラインの周知を行います。	総務課
市民や商工関係団体に対し、DV 防止法等の法律や制度の周知を行います。	子育て支援課
DV 防止のための講座や研修会等を周知し、意識啓発を行います。	子育て支援課
DV 被害者等について相談体制の充実を図ります。 ○女性サポートセンター （中核的配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所） ○山武健康福祉センター （地域配偶者暴力相談支援センター） ○千葉県男女共同参画センター （地域配偶者暴力相談支援センター） ○警察・病院・児童相談所 上記関係機関等との連携を強化します。	子育て支援課
DV 被害者等についての相談を適切に行います。	子育て支援課
ストーカー行為等を防ぐため、ストーカー規正法等の法律や制度の周知、啓発を行い、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課
区や自治会との連携のもと、防犯パトロールを強化し、ストーカー等の性犯罪防止に努めます。	消防防災課

施策の方向性 2. 生涯を通じた健康づくりの推進

事業内容	主な担当課
国、県等が主催するスポーツ推進委員の研修会に積極的に参加します。	スポーツ振興課
各種健診（検診）や健診後の保健指導を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。	健康増進課
妊娠・出産等に関する切れ目のない支援・相談体制の充実を図ります。	健康増進課
産前サポート事業や産後ケア事業を実施し、妊産婦を支える包括支援体制を整えます。	健康増進課
思春期健康教育を実施し、生命や性に関する正しい知識の普及を行います。	健康増進課
健康相談や健康教育、講演会等を実施し、健康に関する意識の向上を図ります。	健康増進課

主な指標

指標	現状（R2）	目標（R7）
スポーツ推進委員の女性委員の割合	13.6%	20.0%
がん検診精密検査受診率	83.6%(R1)	86.1%(R6)

施策の方向性3. 防災分野における男女共同参画の推進

事業内容	主な担当課
防災における女性視点の必要性・重要性が高まってきたため、東金市防災会議への女性参画を促進します。	消防防災課
東金市消防団女性部をはじめとし、地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	消防防災課

主な指標

指標	現状 (R2)	目標 (R7)
市内消防団における女性消防団員数	6人 (R3.1)	増加を目指します
東金市防災会議における女性委員数	2人 (R2.4)	増加を目指します

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

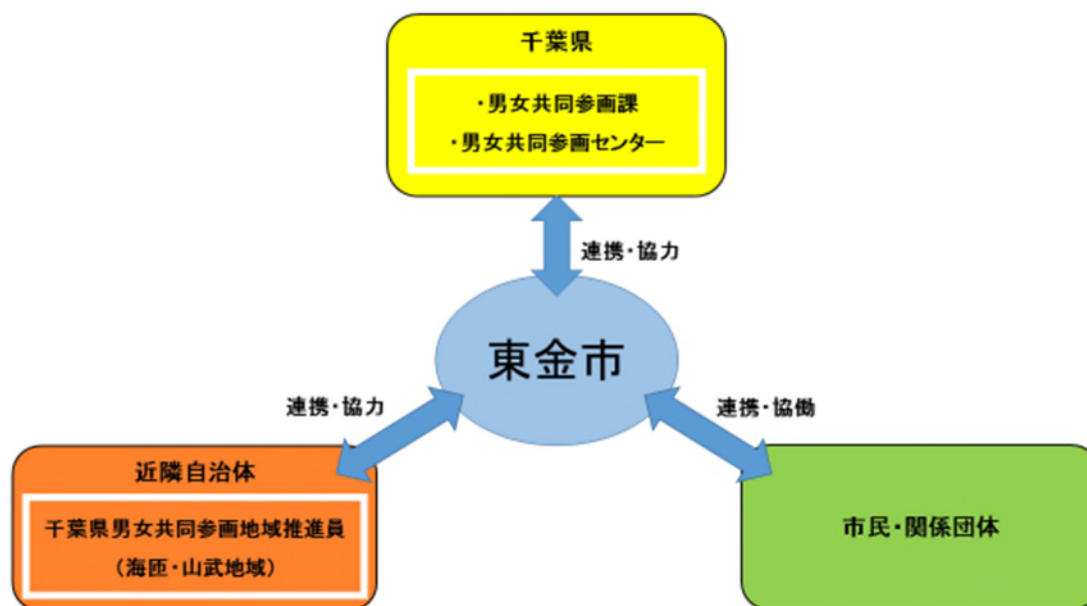
1 推進体制

まず、市内においては男女共同参画担当部署である企画課が中心となり、男女共同参画への取組みを促し、推進していきます。

また、国や県などの取組みの動向を把握すると同時に、近隣自治体及びこの地域の千葉県男女共同参画地域推進員とも連携を図って、地域の実情にあった効果的な取組みを展開していきます。

そして、市民や民間団体等とも連携し、様々な人々や地域に対して男女共同参画社会作りを進めていきます。

推進体制のイメージ



2 進行管理

毎年度実施される市民アンケートにより目的の達成度を把握する事で、実績の評価を行います。その結果を受けて、施策の改善点や求められている取組みなどを把握する事で、次年度以降の施策につなげていきます。